**第3期築上町地域福祉計画策定業務委託プロポーザル実施要領**

１　目的

令和7年度末をもって「第2期築上町地域福祉計画」の計画期間が終了するため、社会福祉法に基づき、「第3期築上町地域福祉計画」（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定する。

この要領は、第3期築上町地域福祉計画策定業務委託について、必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

(1) 業 務 名　第3期築上町地域福祉計画策定業務委託

(2) 業務内容　「第3期築上町地域福祉計画策定業務委託仕様書」のとおり

　　　　　※詳細は、仕様書を参照してください。仕様書の内容は、現時点での予定であり、審査決定後、技術提案等受ける中で変更する可能性があります。

(3)　業務期間　契約締結の日から令和8年3月19日まで

３　提案上限額

　　４，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

４　参加資格要件

　　応募者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

　・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当

しないこと。

　・公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。

　・破産法（平成16年法律第75号）第18条第１項若しくは第19条の規定に基づく破産

手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

　・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6

　　号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であって、その役員が暴

力団員でないこと。

　・類似業務に係る受注実績があり、確実に履行できる者であること。

５　実施スケジュール

　・公募開始日　　令和7年4月　7日（月）

　・質疑締切日　　令和7年4月 11日（金）午後5時

　・参加表明書の提出期限　　令和7年4月 21日（月）午後5時

　・企画提案書の提出期限　　令和7年4月 30日（水）午後5時

　・審査結果の通知　　令和7年5月 中旬

　　※本業務についての説明会、プレゼンテーションは実施しない。

６　質問及び回答

(1) 提出期限

令和7年4月11日（金）午後5時　必着

(2) 提出書類

　質問書【様式４】

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

　　築上町　保険福祉課　福祉係

(5) 提出方法

　 持参・郵送または電子メール（FAX不可）

　　※必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課で着信したことを確認してください。

　　※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(6) 回答

　　令和7年4月17日（木）までに町ホームページに公表する。なお、質問があった事業

者名は公表しない。

７　参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和7年4月21日（月）午後5時　必着

(2) 提出書類

　　・参加表明書【様式１】

　　・会社概要【様式２】

　　・会社概要参考資料（会社案内、パンフレット等）

(3) 提出部数

　　１部

(4) 提出先

　　築上町　保険福祉課　福祉係

(5) 提出方法

　　 持参又は郵送（FAX不可）

８　企画提案書等の提出

(1) 提出期限

　　令和7年4月30日（水）午後5時　必着

(2) 提出書類

　・提案誓約書【様式３】

　・企画提案書（様式自由）

　・見積書（様式自由）第3期築上町地域福祉計画策定業務委託仕様書に係るもの

(3) 企画提案書の内容

① 実施体制

② 第３期築上町地域福祉計画策定業務についての提案

③ 類似業務実績（5件まで提出可能）

(4) 提出部数

10部（正1部、副9部）

(5) 提出先

　築上町　保険福祉課　福祉係

(6) 提出方法

　　持参又は郵送（FAX不可）

９　審査

(1) 審査委員会

　　築上町の庁内関係者で構成する審査委員会を設置し、提案書類等の審査を行う。

(2) 選定方法

　① 別紙「審査基準」に則して、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企

画提案を行った者を第１優先交渉権者として選定する。

　② 審査委員に選定された提案者の票数が同数となった場合には、全委員の採点した評価

点を提案者ごとに合計し、その合計点の高い提案者を第１優先交渉権者とする。評価

点も同数の場合は、見積価格の低い提案者を第１優先交渉権者とする。

　③ 第1優先交渉権者が契約までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、第2優先交渉権者と協議を行う。

　④ 応募者が1社の場合であった場合も、審査委員会におけるプロポーザルを実施し、そ

の提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その提案者を交渉権者として選考し、協議を行う。

(3)　審査結果

　　 審査結果は、企画提案書の提出があった全事業者に対して、参加表明書に記載のメー

ルアドレスに通知する。なお、通知は令和7年5月中旬を予定している。

10　契約

(1) 優先交渉権者は、提出された企画提案書等を踏まえ、速やかに本町と協議する。

(2) 協議が整った場合、提案上限額の範囲内で本町と随意契約により委託契約を締結する。ただし、優先交渉権者と協議が整わないときは、審査結果上位のものから順に契約締結の協議を行う。

11　その他

(1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(2) 1事業者からの提案は、1提案とする。

(3) 提出書類に関しては、原則として追加･変更は認めない。

(4) 参加事業者から提出された提案書等は返却しない。

(5) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。

　・「４ 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合。

　・提出書類が提出期限後に到着した場合。

　・必要な書類が揃っていない場合。（必要事項が未記入、押印がないものを含む。）

　・提出書類に虚偽の記載があった場合。

　・提案価格が提案上限額を超える場合。

　・公平な審査を阻害する行為があった場合。

12　担当部署

　　〒829-0392　福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2

築上町保険福祉課福祉係（担当：山下）

　　　T E L：0930-56-0300（内線161）　FAX：0930-56-0334

　　 Eメール ：fukushi@town.chikujo.lg.jp

（別紙）

**審　査　基　準**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 評価点の掛け率 | | | | |
| A  (1.0) | B  (0.8) | C  (0.5) | D  (0.3) | E  (0.1) |
| １．実施体制 | 業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か | 20点 | 極めて妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 不十分 |
| ２．計画策定に関する提案 | 基本的な考えが、社会福祉法を理解し、個別計画と連携したものになっているか | 20点 | 極めて的確 | 的確 | 普通 | やや  不的確 | 不的確 |
| アンケート調査結果等を事業計画策定にどのように活用するかなど、効果的な手法等についての提案、また、的確な推計・目標値の設定を行うための考え方や提案は適切なものか | 20点 | 極めて的確 | 的確 | 普通 | やや  不的確 | 不的確 |
| ３．業務全体に対する提案 | 独自の提案がなされており、提案内容が築上町の現状と課題、国の動向等を踏まえた適切なものか | 20点 | 極めて妥当 | 妥当 | 普通 | やや  不十分 | 不十分 |
| ４．実績 | 2点×件数  上限10点 | 10点 |  | | | | |
| ５．価格 |  | 10点 |  | | | | |
| 合計 | | 100点 |  | | | | |

※各評価項目に関する記述がない場合は評価しない。